

## 令和 8 年度山形県離転職者職業訓練事業に係る訓練科設定における留意事項

### 1 デジタルリテラシーを含むカリキュラム設定における必須事項の追加とこれに伴う委託費の上限単価の変更

知識等習得コースの令和 8 年 10 月 1 日以降に開講するコースは、情報セキュリティに関する事項の設定が必須となるとともに、情報セキュリティ以外のデジタルリテラシーに関する事項も必須となることに伴い、委託費（訓練実施経費）の上限単価を 1 人 1 月 56,000 円に変更。（様式 5 付 3（その 2）を提出）

なお、令和 8 年 9 月 30 日以前に開講するコースについては、従前のおり、デジタルリテラシーの設定が必須であり、委託費（訓練実施経費）の上限単価は 1 人 1 月 53,000 円となる。（様式 5 付 3（その 1）を提出）

### 2 訓練科設定について

既存の訓練科を含めた設定とするが、同時期・同地区で既に決定している他の訓練科と類似した訓練科とならないよう留意し、訓練終了時期の就職状況を考慮した訓練科を設定すること。

### 3 DX 推進スキル標準対応コースについて

「DX 推進スキル標準対応コース」を設定する場合には、「スキル項目・学習項目チェックシート（様式 5 付 4）」及び「訓練内容の該当箇所がわかる資料等」（例：様式 5 の対応する細目を朱書きにしたもの等）を必ず提出すること。

### 4 自由提案枠(8K024Y24)について

託児サービス付を基本とするが、託児サービスなしの提案も可とする。ただし、企画提案が競合した場合は託児サービス付を優先する。また、開始時期は 8 月後半以降の任意時期とし年度内に終了するよう設定すること。